

再意見書

平成 23 年 3 月 4 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん
住 所 東京都港区虎ノ門2-10-1
氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう
代表取締役社長 エリック・ガン

郵便番号 105-0001

とうきょうとみなとくらのもん
住 所 東京都港区虎ノ門2-10-1
氏 名 イー・モバイル株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう
代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先 企画本部 企画部

mail:

TEL

FAX

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

再意見提出者 イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI株式会社	<p>1. 基本的な考え方 ～略～</p> <p>しかしながら、今回申請された実際費用方式に係る接続料は、需要の減少に応じたコスト削減がなされていないことを主たる要因として、全体的に上昇しており、平成24年度以降においても更なる上昇が想定されます。今後も現行制度のまま接続料の算定を続けた場合、国民利便の確保や市場の活性化に多大な影響を与える懸念があることから、レガシー系サービスに係る接続料については、算定方法を抜本的に見直す必要があると考えます。また、接続料の算定方法見直しにあたっては、レガシー系サービスをいつまで維持し、その後どのように扱っていくのか、その計画をNTT東・西は速やかに開示すべきです。</p> <p>～略～</p> <p>2. 各項目に関する意見</p> <p>【ドライカップ】</p> <p>～略～</p> <p>具体的には、総務省において、算定方法の見直しに向けた検討の場を立ち上げて頂く共に、NTT東・西に対して、接続料算定の見直しに資する情報の開示(例:メタルケーブル毎の芯線利用状況等)を求めるべきと考えます。</p> <p>また、実績原価方式では、接続事業者からは確実にコスト回収が可能であることから、NTT東・西において、需要減に応じたコスト削減のインセンティブが働く仕組みを導入し、より一層のコスト削減を図るべきと考えます。</p>	<p>■<u>ドライカップ接続料について</u></p> <p>各社ご指摘の通り、ドライカップ等のメタル回線を利用したサービスに係る接続料については、算定方法の構造的な見直し及びNTT東西殿におけるコスト効率化インセンティブが機能する施策の導入を検討する必要があると考えます。</p> <p>昨年度の当該接続料に係る審議会答申においても、各社が指摘する接続料の算定の在り方の検討やNTT東西殿のコスト効率化の要請等の措置を要望しておりますが(※1)、本年度においても、需要の減少に応じたコスト削減が成されていないこと、並びに算定方法の在り方についても見直しの進捗が図られていない等、構造的な問題が解決されていないことから、今後も継続的に解決すべき課題として明確にすべきと考えます。</p> <p>なお、この課題を検討するためには、設備運営上の実態、算定方法の合理性やNTT東西殿の効率化の進捗において問題がある点を明確化する必要があるため、以下データの開示についてNTT東西殿にご協力頂きたいと考えます。</p> <p><必要なデータ></p> <p>(耐用年数の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メタル回線に係る設備の平均的な使用年数 <p>(未利用芯線分コストの負担範囲の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入電話にのみ利用される設備及び稼働休止設備の設備量並びに割合 ・メタル回線の区間毎の加入電話と接続事業者が利用しているドライカップの各稼働率

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクBB 株式会社、ソフト バンクテレコム 株式会社、ソフト バンクモバイル 株式会社	<p>【総論】 ～略～</p> <p>また、需要減の影響から値上げ傾向にある「レガシー系サービス接続料」については、安定的な接続料水準の実現及びレガシー系サービスの安定的提供の確保を可能とする新たな接続料算定方式への早期移行が必須であると考えます。</p> <p>【各論】</p> <p>1. ドライカッパ接続料について ～略～</p> <p>このことは、NTT 東西殿のメタル設備維持コストを、減少傾向にあるメタル回線利用者が負担するという構造的な問題に起因するものであり、この問題の解決に向けて当該接続料算定方法を抜本的に見直すために、総務省主催による接続事業者参加型の接続料検討会等を早急に設定すべきと考えます。</p> <p>また、平成22年11月2日にNTT 東西殿より「PSTN のマイグレーションについての概括的展望」が示されましたが、メタル回線設備移行計画等、接続事業者にとってサービス維持やドライカッパ接続料等の検討に資する情報は提示されていないため、NTT 東西殿は、接続事業者の要望する必要な情報を早期かつ積極的に開示すべきと考えます。</p>	<p>(メタル回線と光回線の施設保全費等コスト配賦の適正性の検証)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設保全費の配賦比率の算定根拠となる、メタル回線と光回線に分けた総芯線長、架空ケーブル長、管路ケーブル長 <p>(NTT 東西殿のコスト削減に対する取り組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施済み、もしくは実施中のコスト削減の取り組みと具体的な効果 今後の更なる需要減に適応し、計画されているコスト削減への取り組みとその見込み <p>(※1) 総務省 実際費用方式に基づく平成22年度の接続料等改定答申 2010年2月</p> <p>2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する(括弧内は別添において対応する当審議会の考え方)。</p> <p>(1) PSTNからIP網への移行が進展する中で、今後もレガシー系サービスの需要の減少傾向が続くことが想定されることから、総務省において、今後の接続料水準を注視しつつ、ユニバーサルサービス制度の在り方との関係にも配慮しながら、必要に応じ接続料算定の在り方について検討を行うこと(考え方1)。</p> <p>(2) PSTNからIP網への移行について、NTT東西は平成22年度に概括的展望を公表することとしているが、今後接続料算定の在り方に係る検討を行う場合にはPSTNからの具体的移行展望等が示されることが必要であるため、NTT東西に対し、必要な情報の早期かつ積極的な開示を行うことを要請すること(考え方1)。</p> <p>(3) PSTNからIP網への移行の進展に伴うレガシー系サービスの需要の</p>
株式会社マイメ ディア	<p>～略～</p> <p>このような流れの中で、現在の実際費用算定方式を継続して行く事は、結果的に、<u>都会地のメタル回線離れによるメタル単価の上昇分を、代替え手段が存在しない地方のユーザーや電気通信事業者が負担</u>して行く事となり、早急な見直しが必要であると考えます。 先ずは、その為の検討の場を設定して頂く事を切にお願いいたします。</p>	<p>(2) PSTNからIP網への移行について、NTT東西は平成22年度に概括的展望を公表することとしているが、今後接続料算定の在り方に係る検討を行う場合にはPSTNからの具体的移行展望等が示されることが必要であるため、NTT東西に対し、必要な情報の早期かつ積極的な開示を行うことを要請すること(考え方1)。</p> <p>(3) PSTNからIP網への移行の進展に伴うレガシー系サービスの需要の</p>
更生会社株式 会社ウィルコム	<p>～略～</p> <p>このため、今後の構造変化を踏まえた長期展望に基づき、下記の点について検討を行う場が必要であると考えております。</p> <p>【検討のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> メタル回線のコスト削減施策 	<p>(3) PSTNからIP網への移行の進展に伴うレガシー系サービスの需要の</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<ul style="list-style-type: none"> 光サービスとの共用設備コストの負担方法 移行期における原価算定の方法 など 	<p>減少等により接続料が上昇傾向を続けていること等の懸念が示されている状況を踏まえ、NTT東西に対し、トラヒック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出るように努めることを要請すること(考え方2)。</p> <p>～略～</p>
<p>ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社</p>	<p>2. 接続料算定に係る問題</p> <p>(1)耐用年数の見直しについて</p> <p>土木設備の管路、とう道については、期間損益の適正化を図るため、平成20年度以前は耐用年数を27年としていたものが利用実態に基づき平成21年度から50年に見直しされています。しかしながら、NTT東西殿より利用実態の情報が公開されていないため、土木設備を含め各設備の耐用年数が適正に設定されているか接続事業者からは確認することができません。NTT東西殿は各設備について利用実態の情報の公開とともに、法定耐用年数と経済的耐用年数に乖離があるものについては、利用実態に基づき耐用年数を早期に見直すべきと考えます。</p> <p>～略～</p>	<p>■耐用年数の見直し</p> <p>ソフトバンク殿のご指摘の通り、耐用年数については設備の使用実態に基づき見直しを行う必要があると考えます。</p> <p>2007年10月の「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」の報告書でも示されている通り(※2)、各設備については、その使用期間に応じた費用を使用可能期間に応じて適切に配分し、期間損益の適正化を図ることが原則であり、平成21年度に管路、とう道等の耐用年数が見直されたように、今後も随時各設備の耐用年数について使用実態に即しているものか検証する必要があるものと考えます。</p> <p>なお、耐用年数の適正性を検証する際には、各設備の利用実態を把握する必要があると考えられるため、例えば設備の平均的な使用期間等利用実態に係るデータの開示をNTT東西殿に行って頂くべきと考えます。</p> <p>(※2) 総務省 電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会 報告書 2007年10月</p> <p>第5章 減価償却費の在り方</p> <p>1. 基本的な考え方</p> <p>～略～</p> <p><u>そもそも固定資産は、その使用期間に応じて費用を認識し、適正な使用可能期間に応じて費用を配分することが原則である。</u>したがって、期間損益の適正化を図ることにより上記①のような事態を回避し、もって接続料算定の適正化を図るとともに、②、③のような事態を生じさせない観点か</p>

意見提出者	該当部分	再意見																								
		<p>ら、減価償却費については、経済的耐用年数により算定することを基本とすることが適当である。</p>																								
<p>ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社</p>	<p>(2)未利用メタル回線について</p> <p>メタル回線芯線利用率は、NTT 東日本殿:43.1%、NTT 西日本殿:46.0%(平成20年度実績)であることから、メタル回線の未利用芯線は6割近くに上っており、利用されていないメタル回線が過剰に残置されていることとなります。このためメタル回線に係る費用を負担している接続事業者やドライカップ回線利用者が過度の負担を強いられていることとなります。</p> <p>具体的には未利用回線について、下記のような方策等を検討し、接続料算定コストから除外したうえで、適切な費用負担となるよう見直すべきと考えます。</p> <p>～略～</p>	<p>■未利用芯線分コストの負担範囲の見直し</p> <p>ソフトバンク殿のご指摘の通り、メタル回線における未利用芯線分コストについては、接続事業者の負担範囲を適切なものとして頂く必要があると考えます。</p> <p>現状、メタル回線においては、需要の減少傾向に伴って利用芯線率が低下の一途を辿り、解消の見込みは無い状況です。そのような中で、結果的に未利用芯線分コストは、例えば加入電話のみに利用される設備等、接続事業者による利用の期待可能性が無い範囲まで、接続事業者及びそのサービス利用者が負担する構造となっている可能性があります。</p> <p><メタル回線における芯線利用率></p> <table border="1"> <caption>メタル回線における芯線利用率</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>NTT東 (%)</th> <th>NTT西 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14年度末</td> <td>54.2%</td> <td>57.5%</td> </tr> <tr> <td>15年度末</td> <td>53.5%</td> <td>57.0%</td> </tr> <tr> <td>16年度末</td> <td>53.0%</td> <td>56.6%</td> </tr> <tr> <td>17年度末</td> <td>51.3%</td> <td>54.4%</td> </tr> <tr> <td>18年度末</td> <td>47.2%</td> <td>51.9%</td> </tr> <tr> <td>19年度末</td> <td>44.5%</td> <td>47.7%</td> </tr> <tr> <td>20年度末</td> <td>43.1%</td> <td>46.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>出所:平成21年4月総務省資料</p> <p>この問題を解決する施策として、以下の2点が考えられます。</p> <p>①加入電話のみに利用される設備及び稼働休止設備(利用見込みが</p>	年度	NTT東 (%)	NTT西 (%)	14年度末	54.2%	57.5%	15年度末	53.5%	57.0%	16年度末	53.0%	56.6%	17年度末	51.3%	54.4%	18年度末	47.2%	51.9%	19年度末	44.5%	47.7%	20年度末	43.1%	46.0%
年度	NTT東 (%)	NTT西 (%)																								
14年度末	54.2%	57.5%																								
15年度末	53.5%	57.0%																								
16年度末	53.0%	56.6%																								
17年度末	51.3%	54.4%																								
18年度末	47.2%	51.9%																								
19年度末	44.5%	47.7%																								
20年度末	43.1%	46.0%																								

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>無く保守等を停止中の設備等)等のコストをドライカップ接続料の算定対象から除外</p> <p>②メタル回線設備の合理的な在庫率の設定と、これに基づくNTT東西殿のコスト削減目標を付与</p> <p>なお、検証を行う上で、①については加入電話にのみ利用される設備と稼働休止設備の設備量並びに割合、及び②についてはメタル回線の区間毎の加入電話と接続事業者が利用しているドライカップの各稼働率の開示をNTT東西殿にてご協力頂く必要があると考えます。</p> <p>また、「光の道」構想に基づき、情報通信審議会にて「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期における基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)制度の在り方」の答申が出され、ユニバーサルサービスの対象を従来の加入電話から、加入電話又は加入電話に相当する光IP電話とする方針が示されましたが(※3)、これにより、今後ユニバーサルサービスの対象として光IP電話が選択されたエリアについては、メタル回線の新規利用見込みは無くなるものと考えられます。</p> <p>従って、接続事業者のコスト負担を適正なものとするために、当該エリアのメタル回線コストについてはドライカップ接続料の算定対象から控除する必要があるものと考えます。</p> <p>(※3) 総務省 ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方 答申 2010年12月</p> <p>第3章 電気通信事業法等に基づく規制の適用の在り方 第1節 基礎的電気通信役務に関する規制の適用範囲 イ 今回の見直しの趣旨と基礎的電気通信役務</p> <p>今回の見直しは、<u>電気通信サービスの中心となるインフラがメタルから光へ移行することに伴い、二重投資回避等の観点から、ユニバーサルサ</u></p>

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>サービスの対象を「加入電話」から、「加入電話又は加入電話に相当する光IP電話」とするものであり、基礎的電気通信役務の規定に則して考えると、全国どこでも原則として地域間格差なく利用できるサービスの対象が、(緊急通報、第一種公衆電話を含む)「加入電話」であったものが、「加入電話」又は「加入電話に相当する光IP電話」のいずれかが利用できればよいとするものである。</p> <p>～略～</p>
<p>ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社</p>	<p>(3)光とメタルの配賦率</p> <p>市内線路保全費のメタルと光ファイバへの配賦率は下記の表のとおり、大幅にメタルに偏ったものになっています。メタルから光へ移行が進展する中、光とメタルの配賦が適正におこなわれているか検証する必要があると考えますが、現状のNTT 東西殿が公開している算定根拠では十分な情報が開示されているとはいえません。従って、妥当性を十分に検証できるようNTT 東西殿は市内線路保全費等の費用の配賦比率の算出に用いられたメタルと光ファイバそれぞれの総芯線長、架空ケーブル長、管路ケーブル長等を加入者系とそれ以外のものに分けて情報開示すべきと考えます。</p> <p>～略～</p>	<p>■メタル回線と光回線の施設保全費等コスト配賦の適正性の検証</p> <p>ソフトバンク殿のご指摘の通り、メタル回線と光回線の施設保全費等コスト配賦の適正性については十分な検証を実施すべきと考えます。</p> <p>現在、メタル回線から光回線へのマイグレーションが進行しているものの、未だドライカッパ等メタル回線を利用したサービスには相当数の利用者が存在します。そのため、メタル回線に偏ったコスト負担が行われることがあれば、これら利用者の利便性を著しく損なうことが懸念されるため、移行期における配賦の適正性は十分に担保される必要があるものと考えます。</p> <p>なお、施設保全費については、NTT東西殿よりコストの配賦に用いられる総芯線長比、架空ケーブル長比、管路ケーブル長比等は公表されておりますが、これらの算定根拠となるデータは開示されていないため、算定根拠となる総芯線長、架空ケーブル長、管路ケーブル長についてもメタル回線と光回線に分けて開示頂く必要があると考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社	<p>2.工事費・手続費について</p> <p>(2)作業時間の見直しについて</p> <p>作業時間の見直しは情報通信審議会答申(平成18年2月28日)において、「工事費・手続費の作業時間は、新サービスやシステム化の影響を受けるもの等について必要に応じて作業時間の見直しを行うことが必要である」という考え方が示されているところです。しかしながら、従来のサービスにおいても、作業の業務効率化や熟練することによる工数の削減等による効率化はなされているものと考えられることから、これらを反映するよう作業時間を見直し、接続料に反映させるべきと考えます。</p>	<p>■工事費・手続費について</p> <p>ソフトバンク殿のご指摘の通り、工数においては業務の効率化や習熟度を反映し見直しを実施すべきと考えます。</p> <p>また、前回弊社意見書で指摘した通り、工数の面での効率化に併せて作業単金のコスト削減についても、NTT東西殿において実施頂く必要があると考えます。</p>

以上